

## 令和8年度 高槻市酒米価格高騰対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、酒米の価格高騰による酒類製造事業者への影響を緩和するため、令和8年度高槻市酒米価格高騰対策補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 酒米 清酒及びその他酒類の製造に原料として用いる米（酒造好適米、加工用米、一般米）及びその加工品（米粉）をいう。
- (2) 酒類製造事業者 清酒、発泡酒、リキュール及びその他の醸造酒の製造を業とする者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 酒類製造事業者
  - (2) 酒税法第7条により定められた酒類製造免許を有する者
  - (3) 令和8年4月1日現在、高槻市内に主たる事業所を有する者
  - (4) 酒米を原材料として酒類を自社で製造している者
  - (5) 交付後も同事業の継続の意思を有する者
- 2 ただし、前項に該当する場合であっても、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者は除くものとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費、補助率、上限及び算定式等は、別表のとおりとする。

### (交付申請等)

第5条 申請者は、次項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、こ

の限りでない。

2 補助金の交付を申請する者は、令和8年6月15日から同年8月31日までの間に次の書類を市長に提出しなければならない。なお、交付申請は、1事業者につき1度限りとする。

- (1) 高槻市酒米価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 酒米購入実績報告書・補助金額計算表（様式第2号）
- (3) 要件確認申立書（様式第3号）
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる領収書の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書類の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び次に掲げる事項について確認を行い、適正と認めたときは、補助金の交付を決定する。

- (1) 関係法令、条例及び規則に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) この補助金交付の要件を満たし、かつ、補助金交付の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、当該交付申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は不交付の決定をする。

3 市長は、前項の交付決定を行う場合は、高槻市酒米価格高騰対策補助金交付決定通知書（様式第4号）を発行する。

4 市長は、申請に対し、不交付決定をしたときは高槻市酒米価格高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

（実績報告、補助金の額の確定）

第7条 この補助金は、第5条第2項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって補助金の額を確定したものとみなす。

（補助金の交付及び請求）

第8条 市長は、第7条の規定により補助金の額を決定した後に補助金を交付す

る。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市酒米価格高騰対策補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付する。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付申請を行った場合において、当該申請を行った日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げようとするときは、高槻市酒米価格高騰対策補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）この要綱に違反したとき。
- （3）その他市長が不適正と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市酒米価格高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 申請者は既に補助金を受給している場合に、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

- （1）第9条の規定による申請の取下げを行ったとき
- （2）第10条の規定による交付決定の取消しが行われたとき

2 前項の規定に該当する返還の通知（以下「返還通知」という。）は、高槻市酒米価格高騰対策補助金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

（加算金）

第12条 補助事業者は、第10条の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該

返還通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（譲渡等の禁止）

第13条 交付決定を受けた者は、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（理由の提示）

第14条 市長は、第6条第4項の規定による不交付決定及び第10条第1項の規定による交付決定の取消し、第11条第2項の規定による返還通知、その他この要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を提示するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、歴史にぎわい部長が定める。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第6条の規定による補助金額決定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附則

1. この要綱は、令和8年6月8日から施行する。
2. この要綱は、令和9年3月31日をもって、廃止する。

別表（第4条関係）

<b>補助対象経費</b>	「令和7年産酒米の購入費用」と「令和6年産酒米の購入費用」との差額のうち、酒米の価格高騰に相当する額。※		
<b>補助率</b>	2分の1以内	<b>補助金額の上限 (1事業者あたり)</b>	250万円
<b>算定式</b>	$(a-b) \times c$		

記号	内容	単位	補足事項
<b>a</b>	令和7年産酒米の購入平均単価	円 (税抜)	キログラム(kg)表示は 60 kg/俵で換算
<b>b</b>	令和6年産酒米の購入平均単価		
<b>c</b>	令和7年産酒米の購入量	俵	

※1 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

※2 キログラム(kg)単位の表示を俵単位に換算する場合は、小数点第二位を四捨五入すること。